

議第4393号

建築基準法第51条ただし書の規定による 産業廃棄物処理施設の位置の指定（横須賀市）

- ・ 議案書 5ページ ～ 6ページ
- ・ 図面集 3ページ ～ 4ページ

I 計画の概要について

II 法令上の位置づけについて

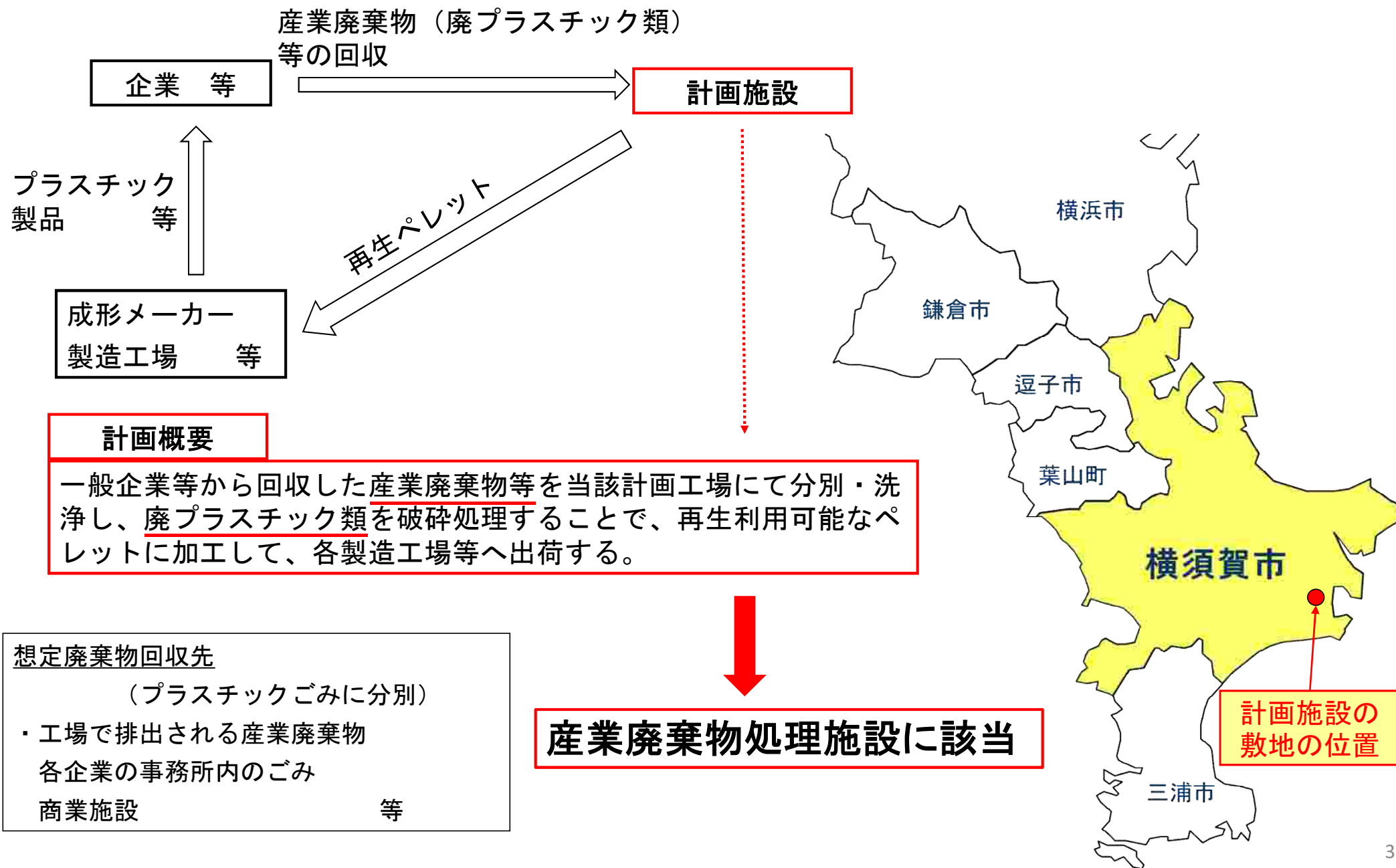
III 計画内容について

IV 生活環境影響調査について(関係法令等)

V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて

VI 横須賀市都市計画審議会について

I 計画の概要について



I 計画の概要について

【計画施設の概要】

- 申請者 : 株式会社TBM
代表取締役 CEO 山崎 敦義
- 申請地 : 横須賀市神明町58番9
- 用途地域 : 工業地域
- 主要用途 : 産業廃棄物である廃プラスチック類等の
選別、洗浄及び破碎処理
- 県都計審諮問
対象施設 : 産業廃棄物処理施設

I 計画の概要について

II 法令上の位置づけについて

III 計画内容について

IV 生活環境影響調査について(関係法令等)

V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて

VI 横須賀市都市計画審議会について

Ⅱ 法令上の位置づけについて

【建築基準法 第51条】

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

産業廃棄物処理施設
(都市計画に定める場合は県が決定)



県都市計画審議会の議
を経て市が許可

II 法令上の位置づけについて

建築基準法 第51条の規定により位置の制限を受ける処理施設

(建築基準法施行令第130条の2の2)
(廃棄物処理法施行令第7条第7号)

● 対象施設：政令で定める処理施設

	(規定値)	(今回計画)
廃プラスチック類の 破砕施設	【処理能力】 5t/日超	【処理能力】 120 t /日

政令で定める処理施設に該当

都市計画で敷地の位置を決定していない

「許可」が必要

I 計画の概要について

II 法令上の位置づけについて

III 計画内容について

IV 生活環境影響調査について(関係法令等)

V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて

VI 横須賀市都市計画審議会について

Ⅲ 計画内容について

①位置図

②配置計画、作業計画図

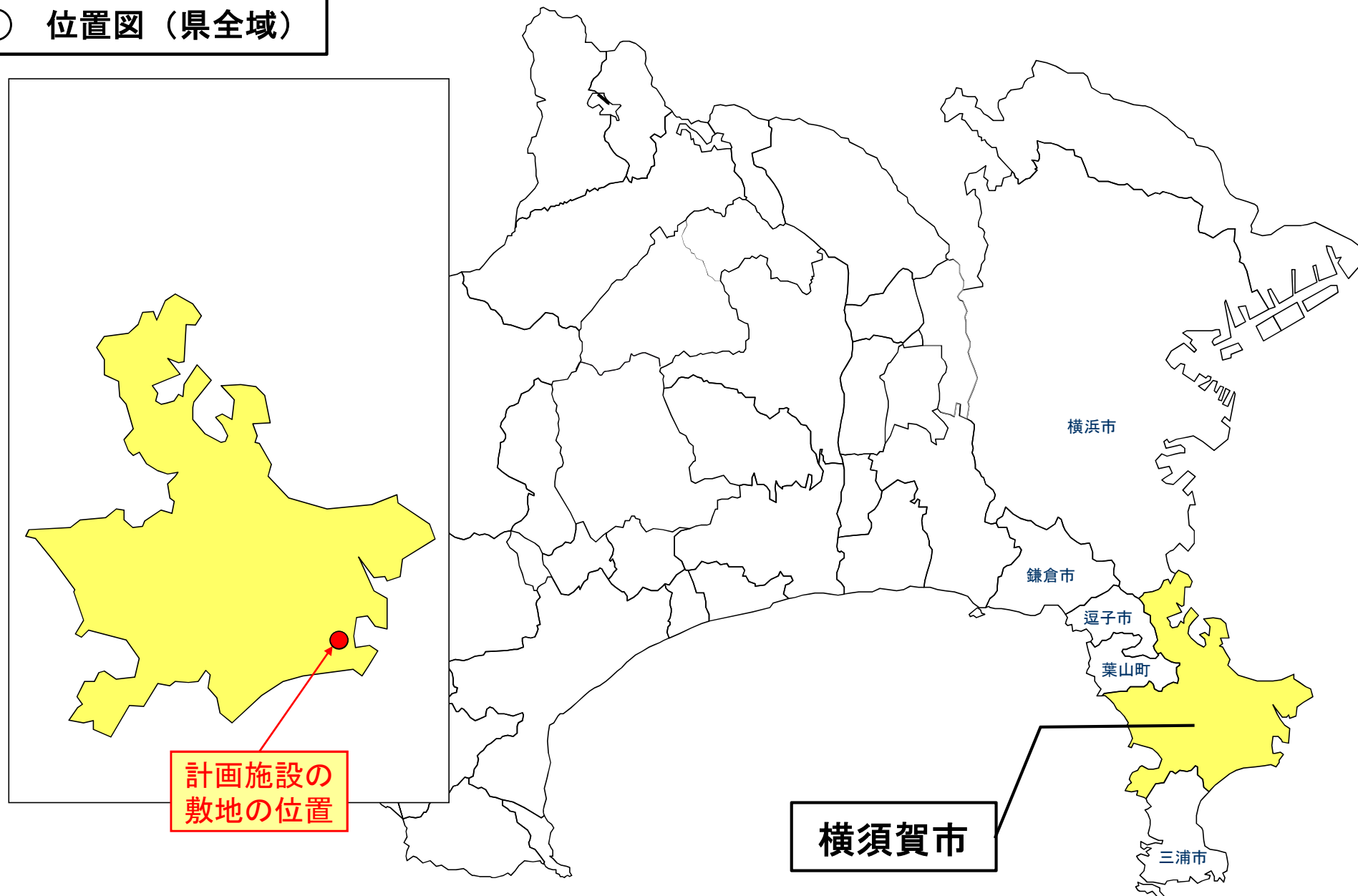
③緑地計画

④排水計画

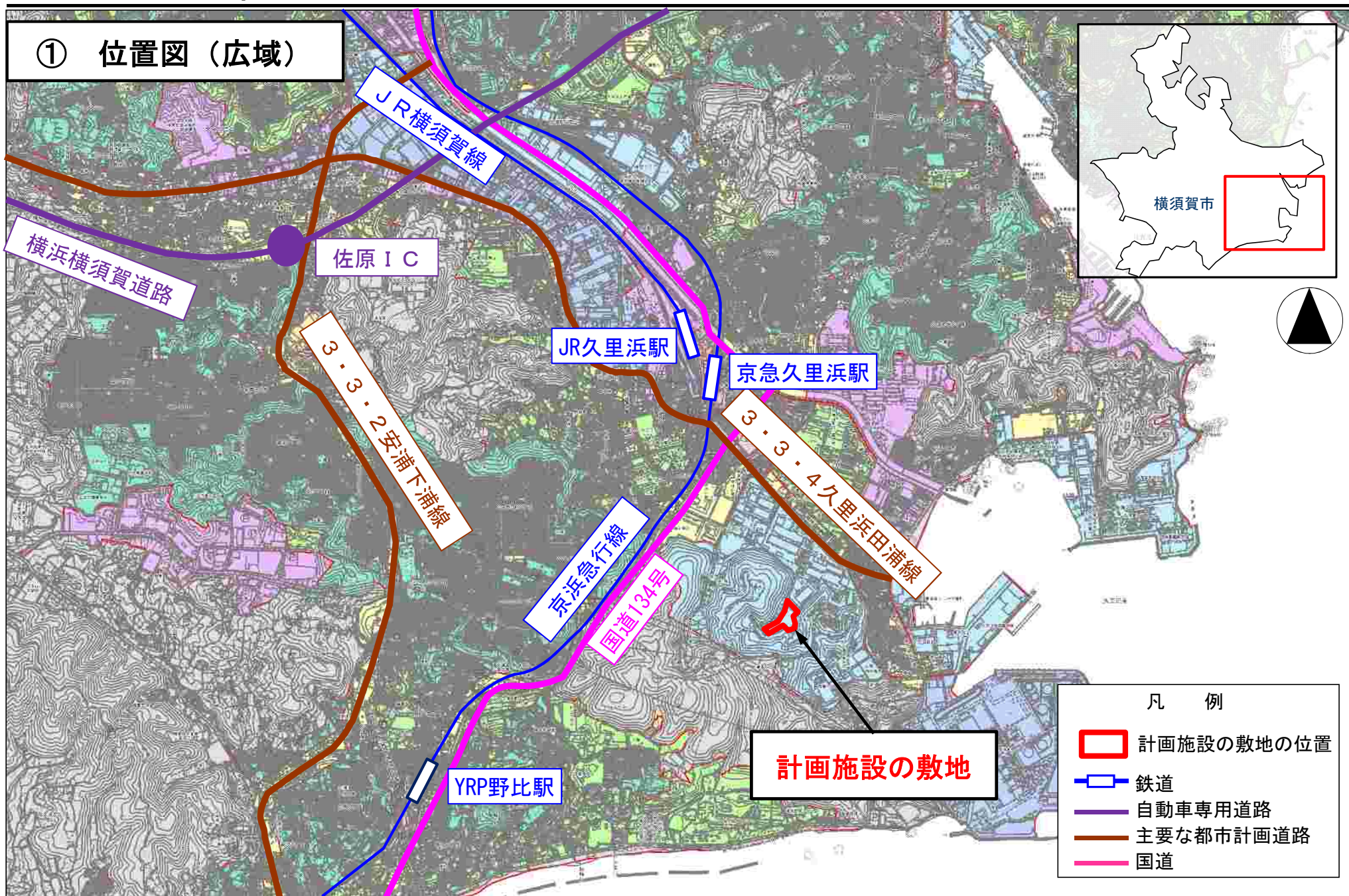
⑤交通計画

Ⅲ 計画内容について

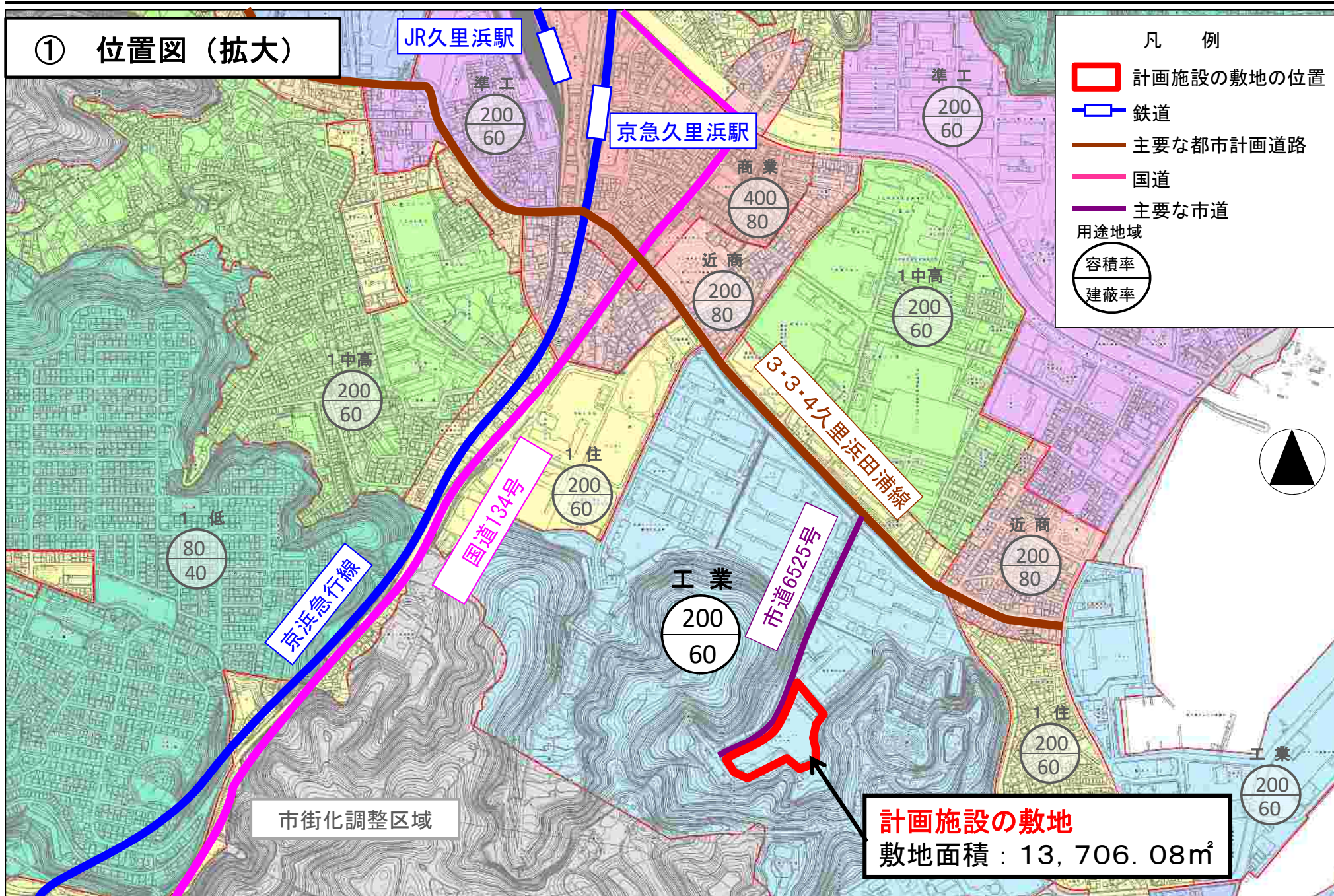
① 位置図(県全域)



Ⅲ 計画内容について



Ⅲ 計画内容について



Ⅲ 計画内容について



Ⅲ 計画内容について

①位置図

②配置計画、作業計画図

③緑地計画

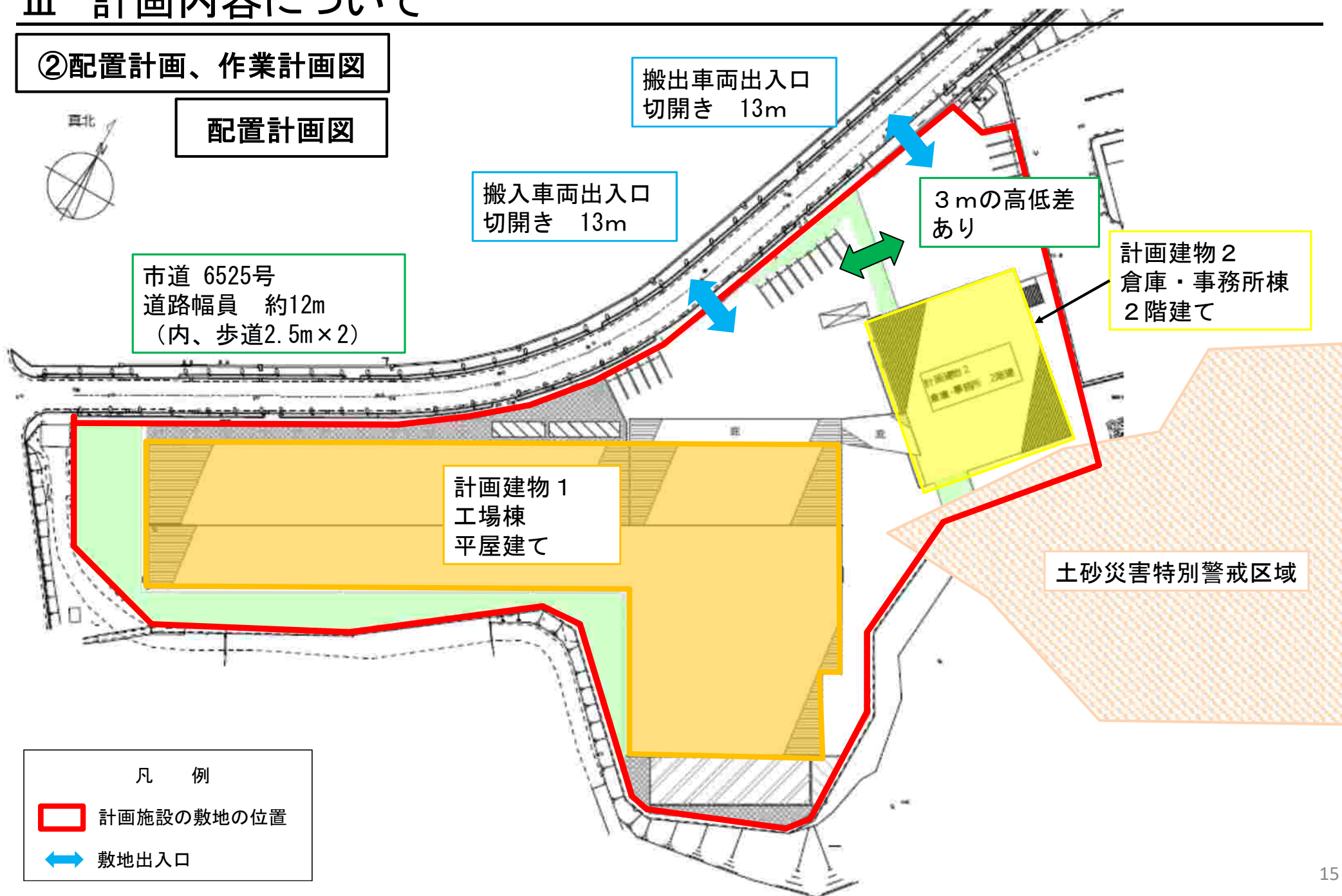
④排水計画

⑤交通計画

Ⅲ 計画内容について

②配置計画、作業計画図

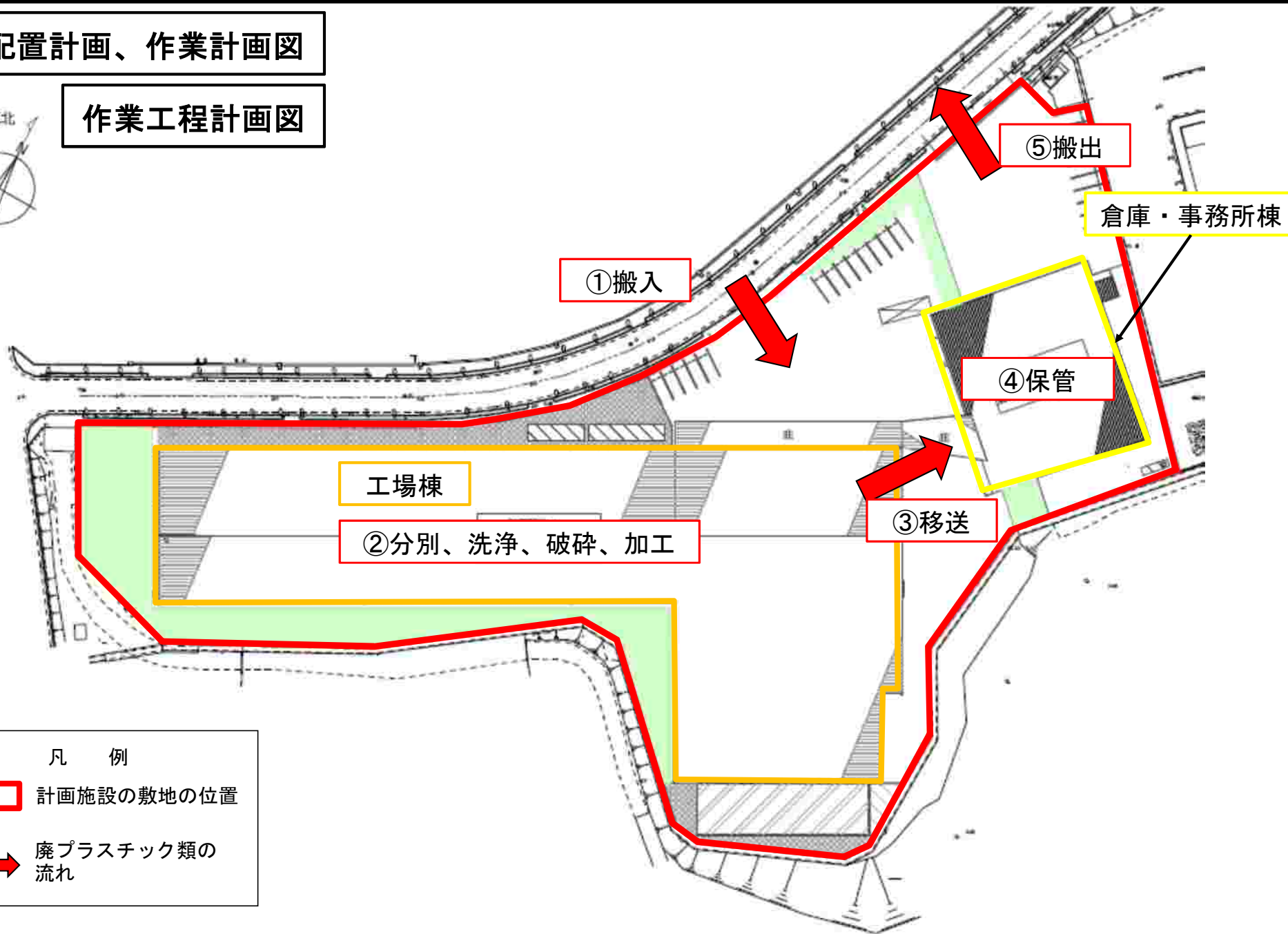
配置計画図



Ⅲ 計画内容について

②配置計画、作業計画図

作業工程計画図



凡 例

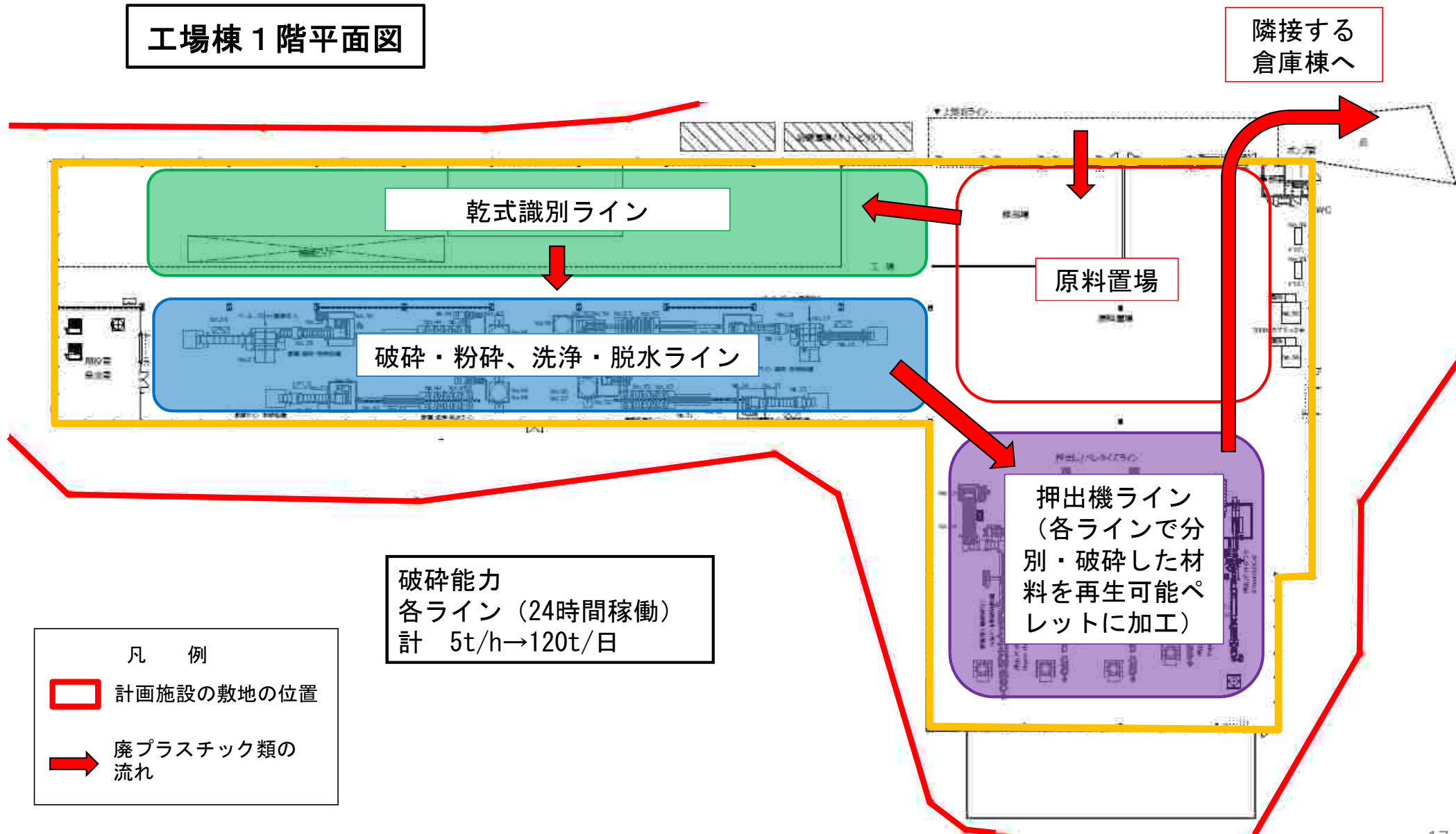
□ 計画施設の敷地の位置

➡ 廃プラスチック類の流れ

Ⅲ 計画内容について

②配置計画、作業計画図

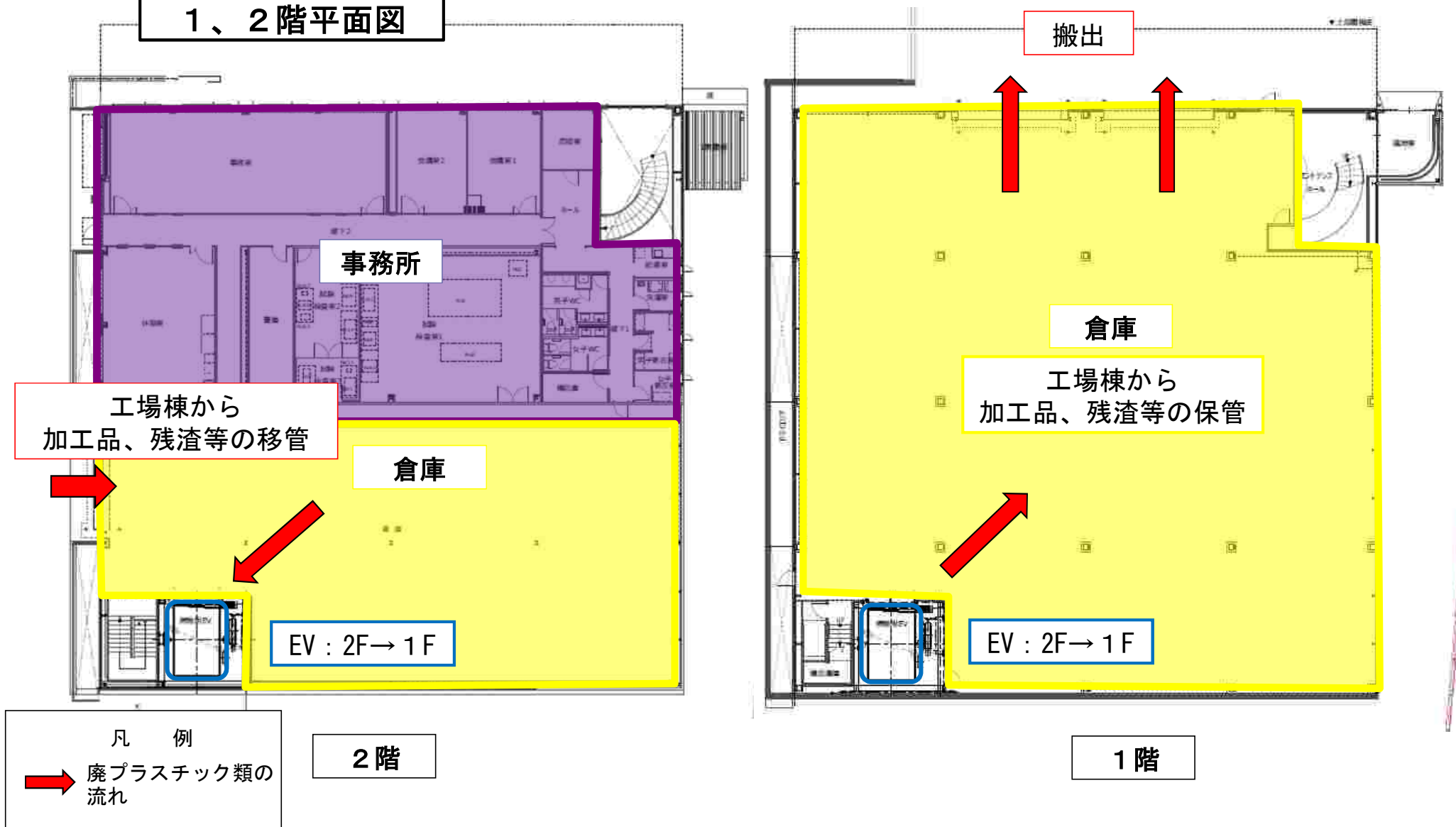
工場棟 1階平面図



Ⅲ 計画内容について

②配置計画、作業計画図

倉庫・事務所棟 1、2階平面図



Ⅲ 計画内容について

①位置図

②配置計画、作業計画図

③緑地計画

④排水計画

⑤交通計画

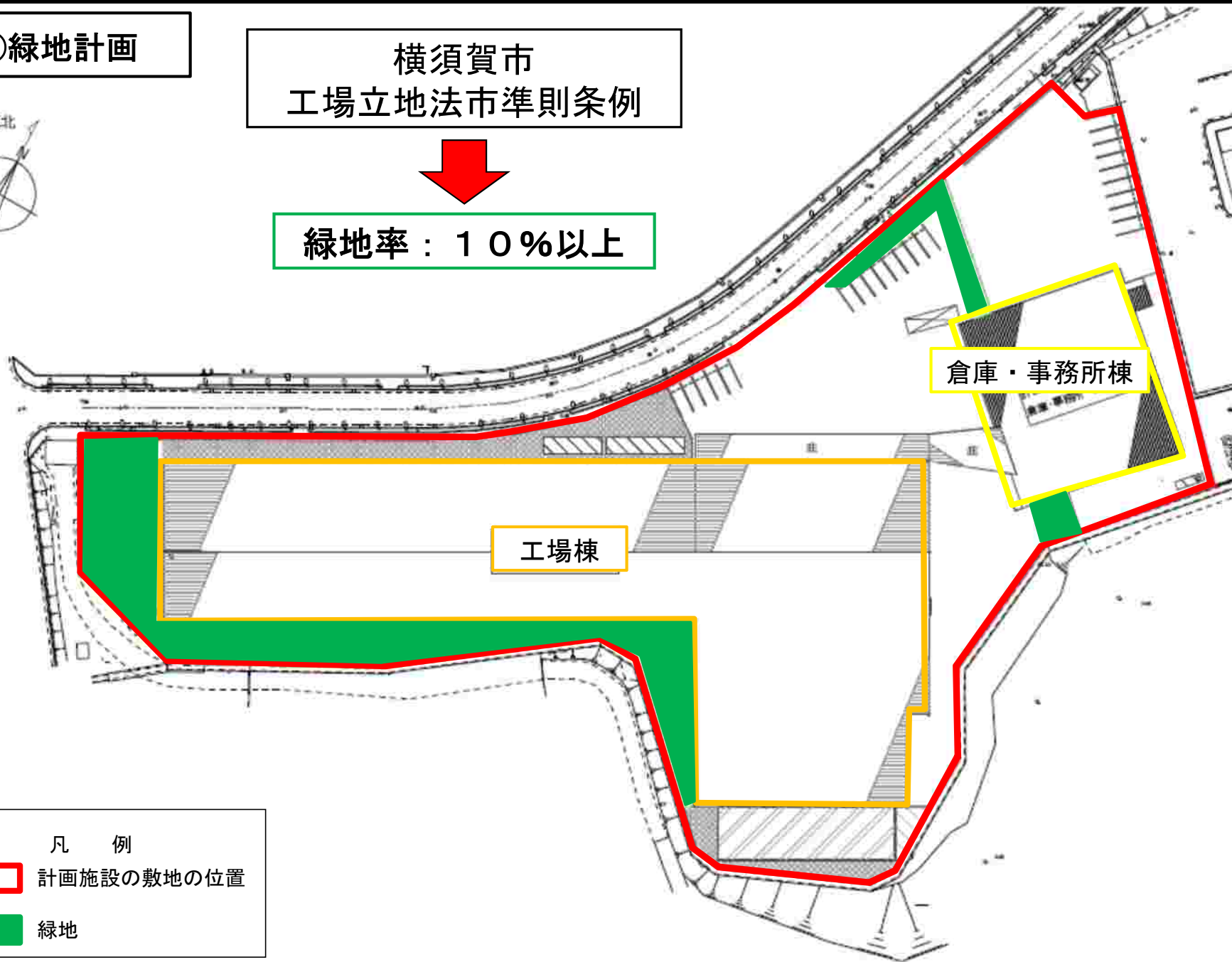
Ⅲ 計画内容について

③緑地計画


横須賀市
工場立地法市準則条例



緑地率：10%以上



凡 例

 計画施設の敷地の位置

 緑地

Ⅲ 計画内容について

①位置図

②配置計画、作業計画図

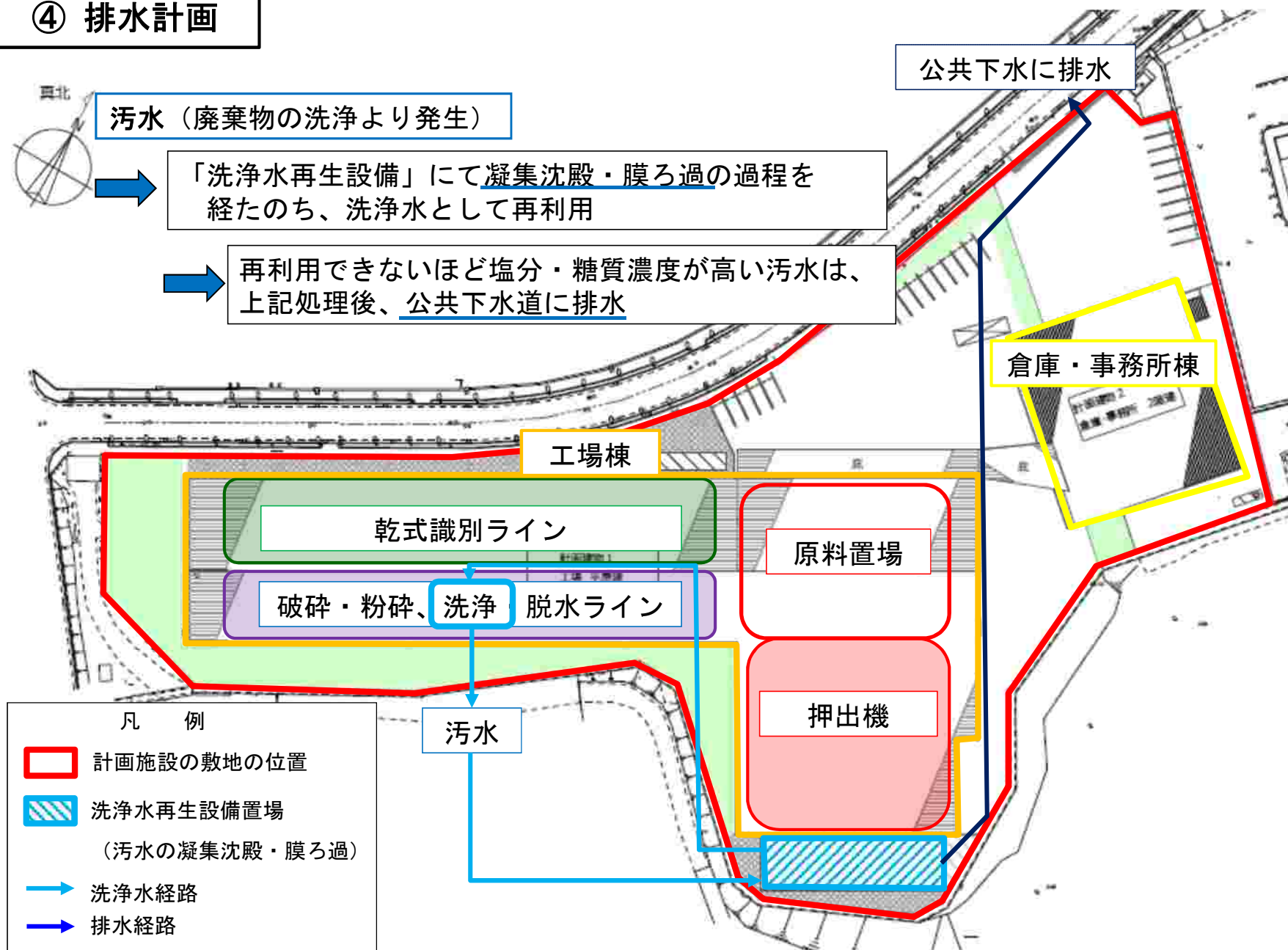
③緑地計画

④排水計画

⑤交通計画

Ⅲ 計画内容について

④ 排水計画



Ⅲ 計画内容について

①位置図

②配置計画、作業計画図

③緑地計画

④排水計画

⑤交通計画

Ⅲ 計画内容について

⑤ 交通計画

3・3・2 安浦下浦線 (県道27号)
3・3・4 久里浜田浦線
(片側2車線 車道幅員約22m)

3・3・4
久里浜田浦線

3・3・2 安浦下浦線
(県道27号)

計画施設の敷地

敷地地北側交差点
→軌跡図により大型車両の通行
に支障がないことを確認

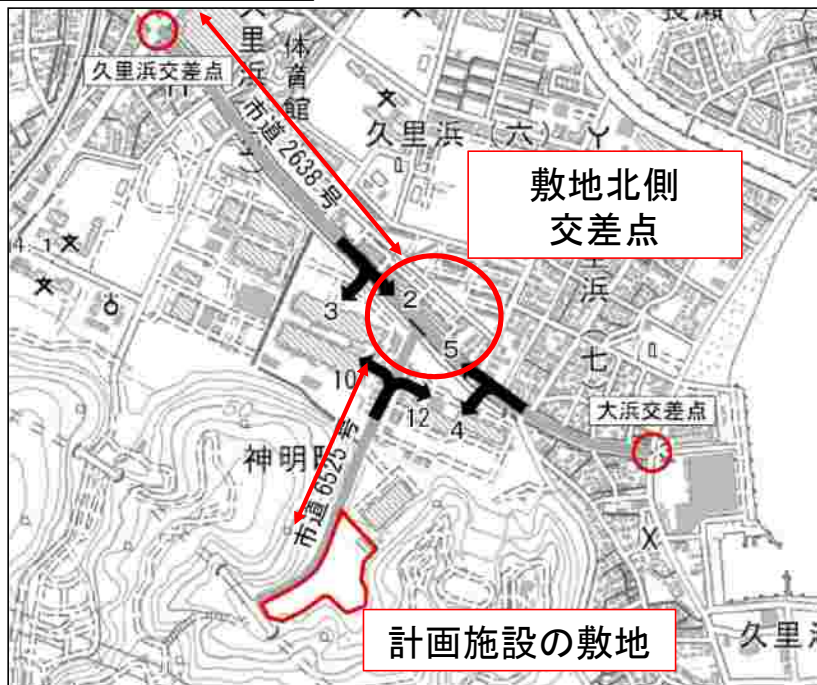
計画施設の敷地前
横須賀市道
(片側1車線 道路幅員約12m)

神奈川県内及び東京都内各地
より高速道路を使用

「県道27号」及び「3・3・4 久里浜田浦線」は
片側2車線の道路であり、大型車の通行に支障はない

Ⅲ 計画内容について

⑤ 交通計画



計画地北側交差点交通量 (7:00~19:00)

搬入・搬出車両等計画

項目	内容
搬出入車両	搬入車両台数 大型車等 42台/日 (2t車、ハイルーフ25t車)
	搬出車両台数 大型車等 16台/日 (10t平トラック、ハイルーフ25t車)
	搬出入時間帯 午前8時から午後6時
従業員車両	従業員車両台数 約11台×3交代=33台/日

1時間あたりの最大計画搬出入車両台数: 7台

計 91台

	久里浜交差点方向から	大浜交差点方向から	計画地方方向から	交差点流入計
現況交通量	3,341	3,141	243	6,725
本事業による交通量	91	0	91	182 (91×2)
将来交通量	3,432	3,141	334	6,907

約2.7%増 → 周辺への交通の影響は軽微である

交通計画については、警察と協議済み

- I 計画の概要について
- II 法令上の位置づけについて
- III 計画内容について
- IV 生活環境影響調査について(関係法令等)
- V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて
- VI 横須賀市都市計画審議会について

IV 生活環境影響調査について(関係法令等)

■調査を行う項目の選定

調査事項	生活環境影響要因	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目				
<u>騒音</u>	騒音レベル		○		○
<u>振動</u>	振動レベル		○		○
<u>大気質</u>	粉じん				
	二酸化窒素 (NO ₂)				○
	浮遊粒子状物質 (SPM)				○
<u>悪臭</u>	特定悪臭物質濃度				
	臭気指数(臭気濃度)		○	○	
	または臭気強度				
水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)				
	化学的酸素要求量 (COD)				
	浮遊物質 (SS)				
	その他必要な項目				

IV 生活環境影響調査について(関係法令等)

①施設の稼働等に係る影響

1. 騒音・振動

2. 悪臭

②運搬車両の走行に係る影響

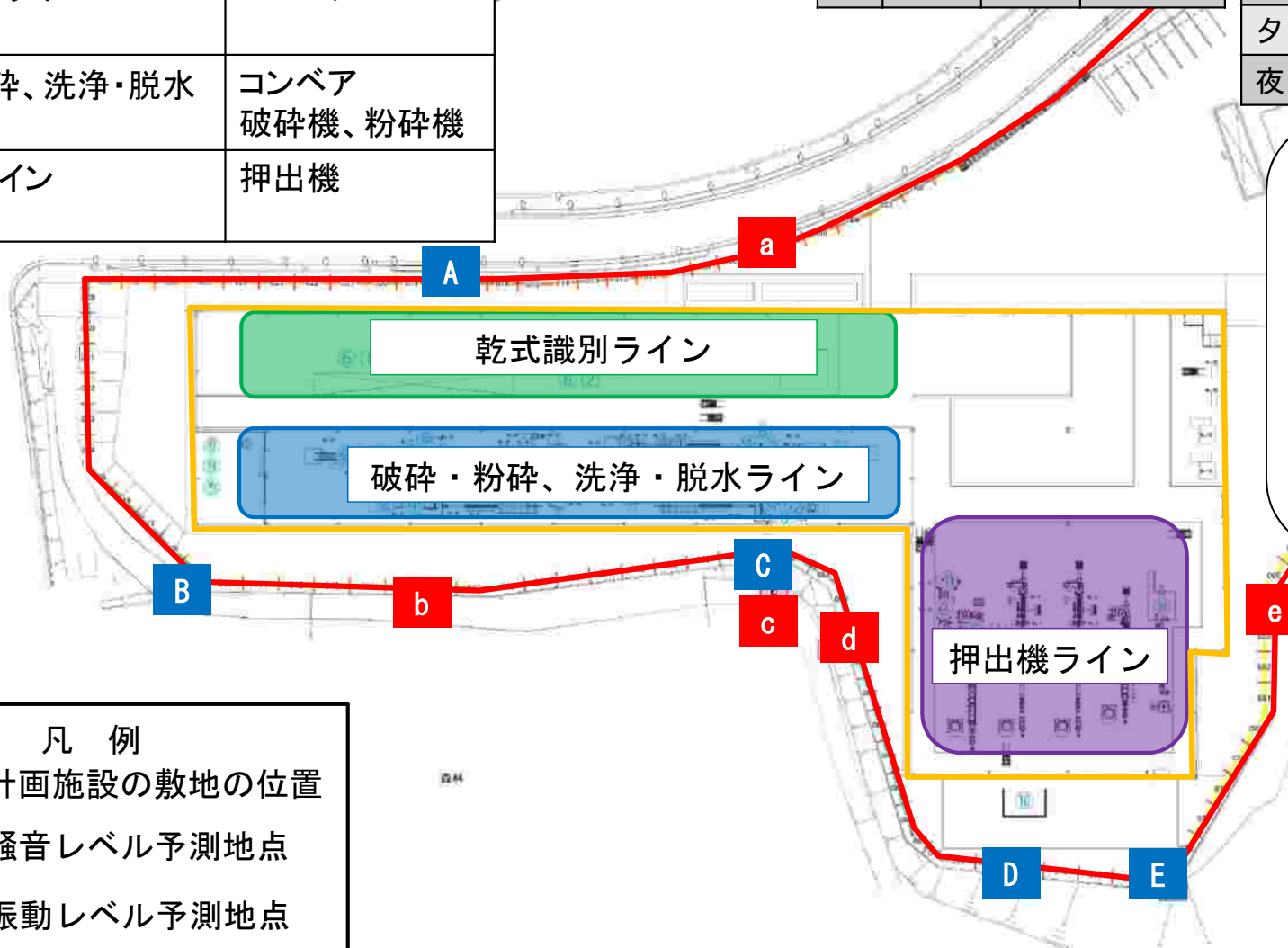
IV 生活環境影響調査について

① 施設の稼働等に係る影響 1. 騒音・振動

ライン名	主要機器
乾式識別ライン	コンベア
破碎・粉碎、洗浄・脱水ライン	コンベア 破碎機、粉碎機
押出機ライン	押出機

	計測地点	予測値	規制基準値
昼	c	51	70
夜	c	51	60

	計測地点	予測値	規制基準値
朝	C	57	65
昼	A,C	60	70
夕	A	60	65
夜	C	55	55



規制基準値
「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」における「工業地域」の基準値

騒音
朝：6-8時
昼：8-18時
夕：18-23時
夜間：23-6時

振動
昼：8-19時
夜：19-8時

	計画施設の敷地の位置
A	騒音レベル予測地点
a	振動レベル予測地点

IV 生活環境影響調査について(関係法令等)

①施設の稼働等に係る影響

1. 騒音・振動

2. 悪臭

②運搬車両の走行に係る影響

IV 生活環境影響調査について

- ①施設の稼働等に係る影響
2. 悪臭

悪臭 (廃棄物の分別・洗浄で発生した「残渣」及び汚水処理にて脱水処理後に発生した「汚泥」からの悪臭が発生)



スクラップコンテナにて蓋やカバーにて密閉状態にして、保管



外部へ処分委託



密閉型の容器に保管することで、悪臭の漏洩を防止する計画

IV 生活環境影響調査について(関係法令等)

①施設の稼働等に係る影響

1. 騒音・振動
2. 悪臭

②運搬車両の走行に係る影響

IV 生活環境影響調査について

② 運搬車両の走行に係る影響

	現況	予測 →将来交通量 (現況交通量+計画運搬車両) の予測結果
大気質	二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質の測定 →基準内	運搬車両による増加濃度は非常に 小さい →二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 とも基準内
騒音	昼:64デシベル 夜:56デシベル →基準内	運搬車両による増加レベルは0.1~ 0.3デシベル →基準内
振動	昼:34デシベル 夜:31デシベル →基準内	運搬車両による増加レベルは1.6~ 3.3デシベル →基準内

I 計画の概要について

II 法令上の位置づけについて

III 計画内容について

IV 生活環境影響調査について

V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて

VI 横須賀市都市計画審議会について

V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて

【横須賀市資源循環部】

●横須賀市 廃棄物処理施設設置等許可事務取扱要綱による手続き

事業者が市に対し「事業予定計画書」「生活環境影響調査実施計画書」を提出（令和3年9月24日）



●廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続き

事業者が市に対し「産業廃棄物処理施設設置等許可申請」を提出（令和3年10月15日）



事業計画が適合していることは確認済み
許可通知は建築基準法第51条ただし書許可（当許可）に合わせて、交付見込み

- I 計画の概要について
- II 法令上の位置づけについて
- III 計画内容について
- IV 生活環境影響調査について
- V 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続きについて
- VI 横須賀市都市計画審議会について

VI 横須賀市都市計画審議会について

令和3年11月8日及び令和4年1月28日
横須賀市都市計画審議会へ諮問